

福岡県公報

平成18年1月20日
第2485号

目 次

告 示 (第98号－第109号)

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 1
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課) 1
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課) 2
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課) 2
○換地を定めない土地の指定	(農地計画課) 2
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 3
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 4
○公共測量の実施	(土木管理課) 4
○軽油引取税に係る特約業者の指定	(税務課) 4
○廃川敷地等の発生	(河川課) 4

選挙管理委員会

○福岡県選挙管理委員会委員長の就任	(地方課) 4
○福岡県選挙管理委員会委員長職務代理者の指定	(地方課) 5

公安委員会

○獣銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）の実施	(警察本部生活安全総務課) 5
○獣銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）の実施	(警察本部生活安全総務課) 5

雑 報

○平成17年度行政書士試験の合格者の発表

(財団法人行政書士試験研究センター・地方課) 6

告 示

福岡県告示第98号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年1月20日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称（2工区）

田川郡川崎町大字池尻字背戸口32番2及び32番9、字割畠33番2、34番2、35番3、38番1、40番、41番1、41番5から41番7まで、42番から44番まで、45番1、45番5、46番1、47番1、48番、49番、49番2、50番、51番、52番1及び53番1、字藤ヶ瀬55番1、55番4、56番、57番、58番1、58番2、58番7、65番1、65番5、67番1、68番、68番2、73番、74番、75番1、75番5、75番6、76番1及び76番5、字丸町69番及び71番1、字入龍70番1、字六反田72番1、72番4、72番5及び80番1、字合ノ本77番1、77番4、78番1、79番、84番1、84番2、84番5から84番7まで、85番1及び87番1並びに字無多田83番1、83番2及び83番7

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

嘉穂郡庄内町大字有安524番1

株式会社 明治 代表取締役社長 金海 安夫

田川郡川崎町大字田原335番地14

株式会社 川食 代表取締役社長 菅原 潔

福岡県告示第99号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成14年6月19日福岡県告示第998号福岡都市計画道路事業3・4・118号下大利南ヶ丘線（下大利工区）及び3・5・204号下大利駅西線の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年1月20日

福岡県知事 麻生 渡

1 事業施行期間

平成14年6月19日から平成22年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成14年6月19日福岡県告示第998号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

平成14年6月19日福岡県告示第998号の事業地に同じ

福岡県告示第100号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年1月20日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年7月6日農林水産省告示第1126号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第101号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2

の規定により次のように告示する。

平成18年1月20日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年8月9日農林水産省告示第1401号（2に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第102号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業友枝地区第3換地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成18年1月20日

福岡県知事 麻生 渡

従前の土地の表示

市町村	大字	字	地番	地目	地積（平方メートル）
上毛町	西友枝		599	田	1,601のうち406
上毛町	西友枝		605	田	544のうち158
上毛町	西友枝		606	田	156のうち32
上毛町	西友枝		607-1	田	466のうち283
上毛町	西友枝		645-1	田	1,793のうち24
上毛町	西友枝		603	田	373のうち2

上毛町	西友枝		604	田	1,287のうち263
上毛町	西友枝		601	田	1,023のうち155
上毛町	西友枝		602	田	1,503のうち166

福岡県告示第103号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年1月20日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年12月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人家庭保育園わんぱくハウス

(2) 代表者の氏名

射場 小百合

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市八幡西区星ヶ丘一丁目20番13号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、子ども及びその保護者に対して、保育や子育て支援に関する事業を行い、子育てに悩んでる方や、事情があって子どもを預かってくれるところがなく困っている方などに、安心して子どもを預けることができるサービスを提供とともに、併せてサッカー教室を開催することで、子どもの心身の健全な発達と共生共助の地域社会づくりに貢献することを目的とする。

福岡県告示第104号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非

営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年1月20日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年1月4日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人あじさい

(2) 代表者の氏名

内山 紘介

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市若松区東畠1番6号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域で生活する介護・援助が必要な障害者やその家族、その他援助を必要とする人々に対して、障害者小規模共同作業所運営事業などの地域社会に根ざしたサービス提供に関する事業を行い、地域社会における障害者福祉の向上に寄与することを目的とする。

福岡県告示第105号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年1月20日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

春日市春日7丁目30番、34番、35番1、38番1、39番から43番まで、46番から54番まで、55番1、56番1、61番1、及び63番（第1、2工区）

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

山口県岩国市川西三丁目7-12

株式会社ビッグモーター 代表取締役 兼重 宏行

福岡県告示第106号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年1月20日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

大野城市仲畑2丁目119番

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

大野城市仲畑4丁目14番地7号

城戸 一義

福岡県告示第107号

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成18年1月20日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（平成17年度地盤沈下観測調査一級水準測量事業）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
柳川市、大牟田市、大川市、筑後市、大木町、瀬高町、高田町	平成18年1月4日から
	平成18年3月17日まで

福岡県告示第108号

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第91条の3第1項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者を指定したので、福岡県税事務処理規程（昭和48年9月福岡県訓令第16号）第135条の規定により次のように告示する。

平成18年1月20日

福岡県知事 麻生 渡

1 特約業者の氏名又は名称

株式会社 JOMOネット九州（代表取締役 稲永 昇）

2 主たる事務所又は事業所の所在地

福岡市博多区半道橋一丁目3番10号

3 特約業者の指定年月日

平成18年1月1日

福岡県告示第109号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により次のように公示する。

その関係図書は、福岡県土木部河川課及び福岡県那珂土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成18年1月20日

福岡県知事 麻生 渡

1 河川の名称

御笠川水系御笠川

2 廃川敷地等が生じた年月日

平成17年12月28日

3 廃川敷地等の位置

太宰府市大字通古賀字久保田180番10

太宰府市大字国分字久保田289番

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地

240.22m²

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第9号

平成17年12月28日開催の第997回委員会において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第1項の規定による選挙の結果、次の者が委員長に就任した。

平成18年1月20日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

住所 福岡市中央区今川1丁目2番34号

氏名 田辺俊明

福岡県選挙管理委員会告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第3項の規定により、平成17年12月28日次の者を福岡県選挙管理委員会委員長職務代理者に指定した。

平成18年1月20日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

氏名 水戸栄樹

公安委員会

福岡県公安委員会告示第6号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく獣銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成18年1月20日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所等

(1) 講習の日時

平成18年2月22日（水）午前10時から午後5時までの間

(2) 講習の場所

飯塚市大字柏の森159番地の26 飯塚警察署会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 獣銃等講習会の時間及び科目

時 間	科 目
10：00～15：00	獣銃及び空気銃の所持に関する法令 獣銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15：00～16：00	講習結果に対する考査
16：00～17：00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 講習受講希望者は、獣銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込みこと。
- (2) 上記申し込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び獣銃等講習通知書並びにテキスト「獣銃等取扱説本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第7号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく獣銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成18年1月20日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所等

日 時	場 所	講習警察署

平成18年2月14日（火） 13：30～16：30	飯塚市大字柏の森159番地の26 飯塚警察署 会議室	飯塚警察署
平成18年2月17日（金） 13：30～16：30	北九州市八幡西区東王子町2番1号 八幡西警察署 会議室	八幡西警察署
平成18年2月22日（水） 13：30～16：30	柳川市三橋町今古賀53番地1 柳川警察署 会議室	柳川警察署
平成18年2月23日（木） 13：30～16：30	宗像市東郷1丁目2番2号 宗像警察署 会議室	宗像警察署

2 猶銃等講習科目

- (1) 猶銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猶銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 講習受講希望者は、猶銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込みこと。
- (2) 上記申し込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び猶銃等講習通知書並びにテキスト「猶銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) やむを得ない理由で受講場所を変更したい時は、指定受講日の2日前までに住所地を管轄する警察署に申請の上、指定受講月日及び場所の変更承認を受けた者に限り、他警察署の講習会を受講することができる。
- (6) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

雑報

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により福岡県知事から委任された平成17年度行政書士試験（平成17年10月23日実施）の合格者を平成18年1月19日に次のように発表したので、お知らせします。

平成18年1月20日

財団法人行政書士試験研究センター

理事長 池ノ内 祐司

受験番号	受験番号
7910052	7911269
7910099	7911308
7910100	7911351
7910115	7911361
7910126	7911511
7910176	7911649
7910179	7911695
7910185	7911729
7910215	7911840
7910241	7911895
7910283	7911911
7910329	7911935
7910356	7912135
7910388	7912205
7910393	7912210
7910397	7912402
7910460	7912600
7910465	7912733
7910474	7912742
7910533	7912807
7910556	7912836
7910661	7913023
7910740	7913195
7910765	7913207
7910776	7913318
7910809	7913352
7911007	7913505
7911097	7913645
7911242	7913767
7911259	